**平成２９年（フ）第３４８２号**
東京都板橋区四葉１丁目８―10―303
債務者　野田　篤己
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５０８４号**
東京都中野区鷺宮４丁目36―８―103、前住所群馬県伊勢崎市本関町1106―１
債務者　小暮　恵美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２６号**
熊本県人吉市瓦屋町1738番地　レオネクストヴェルデュール101
債務者　渡口　裕樹
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２９年（フ）第３６５４号**
大阪府大東市諸福６丁目４番６号
債務者　片渕　幸博
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第６４７５号**
東京都北区滝野川７丁目51―７―203
債務者　和田　道彦
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６４７７号**
東京都品川区小山４丁目10―４―303
債務者　三浦　惠子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６４８３号**
東京都豊島区南長崎１丁目16―10―201
債務者　野津　宏行
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６４９４号**
東京都新宿区百人町２丁目23―25―314
債務者　佐藤かおりこと　渡邉　玲子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６４９５号**
東京都練馬区石神井町６丁目31―４
債務者　深町　佑樹
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６４９６号**
東京都東久留米市下里７丁目８―９―302
債務者　西郷　利昌
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６５０１号**
東京都板橋区上板橋２丁目３―５―302
債務者　山形　弘樹
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６５０４号**
東京都新宿区下落合２丁目６―１―103
債務者　佐藤　亜美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６５１４号**
東京都足立区入谷１―１―１―101、住民票上の住所大阪府大阪市北区大淀南３丁目２―13―1002
債務者　小西　華穂
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６５１５号**
東京都練馬区小竹町１丁目43―６　パルナソス43―106
債務者　和田　　岳
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２３号**
沖縄県石垣市字真栄里163番地17　コーポサンパレス203
債務者　森田　浩一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月８日午後４時30分
那覇地方裁判所石垣支部